

第 17 表〔記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
- 2 『11 収益事業に関する明細』の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「収益事業の有無」欄の「無」に○印を付した場合は、他の欄を記載する必要はありません。
なお、公益信託の信託財産とするために寄附をした場合は、「無」に○印を付してください。
 - (2) 「法人税の申告書の提出の有無」欄には、財産の寄附があった日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の内容について記載してください。
- 3 『12 公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等』の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「(1) 公益目的事業の収支の状況等」の「経常収入」欄には、寄附を受けた公益法人等の事業活動による経常的な収入である入学金、授業料、保育料、診察料又は入館料等の収入の合計額を記載してください。
なお、寄附金や補助金は合計額に含めないでください。
 - (2) 「(1) 公益目的事業の収支の状況等」の「直接経費」欄には、寄附を受けた公益法人等の事業活動に直接必要な人件費、管理費等の費用（育英事業及び助成事業を行う公益法人等については、貸付け又は支給する奨学金及び助成金の額を含みます。）の合計額を記載してください。
 - (3) 「(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等」の「氏名」欄には、実際に帳簿の記帳事務を担当している者の氏名を記載してください。
 - (4) 「(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等」の「帳簿の記帳事務の経験年数」欄には、実際に帳簿の記帳事務を担当している者の当該事務の経験年数を記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附（公益信託の信託財産とするためのものを除きます。）を受けた公益法人等が収益事業を行っている場合には、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度（この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度）の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し
- 2 寄附（公益信託の信託財産とするためのものを除きます。）を受けた公益法人等が申請書を記載した日現在では収益事業を行っていないが、その日から1年以内に収益事業を開始する予定である場合には、収益事業を開始する日から1年間の収支予算書
- 3 財産の寄附をした日の属する事業年度（公益信託の信託財産とするために寄附をした場合は、信託事務年度。以下同じです。）の前事業年度の収支決算書、事業報告書（公益信託の信託財産とするために寄附をした場合は、信託概況報告。以下同じです。）、貸借対照表、損益計算書（活動計算書）及び財産目録（新たに設立された法人については、法人設立の日における貸借対照表及び財産目録と、新たに設定された公益信託については、信託事務年度開始の日の前日における収支予算書、事業計画書及び公益信託の設定時における信託財産に係る予定財産目録となります。）
- 4 財産の寄附をした日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書（財産の寄附をした日の属する事業年度の収支計算書、事業報告書、貸借対照表、損益計算書（活動計算書）及び財産目録は、作成次第追加提出してください。）
(注) 収支決算書及び事業報告書等については、必要に応じて、翌事業年度以降のものについて提出をお願いすることがあります。